

12月2日以降

保険証の新規交付ができなくなります！

	後期高齢者医療	国民健康保険
保険証の交付	<p>令和6年12月2日以降は保険証の新規交付ができなくなります。 また、紛失等が理由の再交付申請も同様にできません。</p> <p>※ 退職等による国民健康保険への加入や社会保険等への加入による国民健康保険の資格喪失については、従来通り手続きが必要です。保険資格の取得・喪失日が確認できるものをお持ちになり、窓口で手続きを行ってください。</p>	
現行の保険証の有効期間	<p>令和7年7月31日までは、現在お持ちの保険証で医療機関を受診できます。</p> <p>※ 令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する方など、一部の方は、有効期限が異なる場合があります。</p>	
令和6年12月2日以降の取扱い	<p>令和6年12月2日以降に、新たに75歳を迎える方、負担割合が変更になる方、住所の変更があった方、紛失等で再発行を要する方には『資格確認書』を送付します。</p>	<p>令和6年12月2日以降に、新たに国民健康保険資格を取得される方や負担区分等の資格情報等に変更があった方には、『資格情報のお知らせ』『資格確認書』のいずれかを送付します。</p>
令和7年8月の年度更新	<p>全ての被保険者の方に 『資格情報のお知らせ』『資格確認書』のいずれかを送付します</p>	

『資格確認書』とは・・・

	後期高齢者医療	国民健康保険
対象	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードを持っていない方 マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証の利用登録をしていない方 <p>※保険資格の確認に介助が必要であるなどマイナ保険証での受診が困難な方は、窓口で申請することで「資格確認書」の交付が受けられます。詳しくは国保年金係までお問い合わせください。</p>	
用途	<p>従来の保険証の代わりとなります。</p> <p>医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。ご自身で手続きを行っていただく必要はありません。</p>	
注意点	<p>限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証の情報を併記することもできますので、希望される場合は役場窓口で申請してください。一度併記すると翌年以降は自動的に併記されます。</p>	<p>限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証については、従来通り窓口での申請が必要です。</p>

『資格情報のお知らせ』とは・・・

	後期高齢者	国民健康保険
対象	<p>マイナンバーカードをお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録をしている方</p>	
用途	<p>現在の資格情報を確認するための書類です。</p> <p>通常はマイナ保険証だけで医療機関を受診できますが、機器の故障等でマイナンバーカードを読み取ることができない時に医療機関等に提示してください。</p>	
注意点	<p>資格情報のお知らせのみで受診はできません。</p> <p>「資格情報のお知らせ」の内容をマイナポータル画面から保存して医療機関の窓口で紙の通知書の代わりに提示することもできます。</p>	

問 川棚町 健康推進課 国保年金係 電話 0956-82-3132
長崎県後期高齢者医療広域連合 電話 095-816-3930